

SEMICON TAIWAN 2026 熊本県ブース製作等業務委託に係る
企画提案コンペ募集要領

次のとおり、台湾半導体関連企業の誘致並びに県内企業との取引拡大を目的とした業務を実施する事業者を募集する。

1 募集方法

本業務は、公募により企画提案を募り、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、契約相手方の候補者とする手続きを実施する。

2 企画提案コンペに付す事項

(1) 委託事業名

SEMICON TAIWAN 2026 熊本県ブース製作等業務委託

(2) 事業内容

別紙「SEMICON TAIWAN 2026 熊本県ブース製作等業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年（2026年）10月2日（金）まで

(4) 募集事業者数

1事業者

3 予算額

4,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、提案にあたっての上限金額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、提示した額とは必ずしも一致しない。

4 参加資格要件

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体ではないこと。

5 質疑と回答

- (1) 質問がある場合は、令和8年（2026年）5月15日（金）17時までの間に、質問書（様式1）を電子メールにより提出すること。

質問に対する回答は、電子メールで行う。なお、公表しないと審査の公平性が保てないと判断される回答については、熊本県ホームページにて公表もしくは企画コンペ参加申込書を提出した事業者全員に対してメールにより回答する。

- (2) 問い合わせ・提出窓口

熊本県商工労働部産業振興局企業立地課（県庁本館7階）

（担当班：半導体立地支援室）

住 所：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話番号：096-333-2330

E-mail：kigyouricchika@pref.kumamoto.lg.jp

6 参加申込手続き等

企画コンペに参加しようとする者は、事前に参加申込みをすること。

- (1) 参加申込書の提出

- ①提出書類

参加申込書（様式2）

- ②提出方法

電子メール（※必ず受信を電話で確認すること）

- ③提出場所

5(2)に同じ

- ④受付期間

令和8年（2026年）5月8日（金）～同年5月15日（金）17時必着

- (2) 企画提案書の提出

- ①提出書類

ア 企画提案書表紙（様式3）

イ 企画書（様式4）

ウ 事業者の取組に関する申出書（様式6）

- ②提出方法

持参、郵送、電子メールのいずれでも可とする。なお、郵送または電子メールによりご提出の場合は、必ず電話で知らせること。

- ③提出場所

5(2)に同じ

- ④受付期間

令和8年（2026年）5月15日（金）～同年6月3日（水）17時必着

- ⑤ヒアリングの実施

企画提案書の提出後、必要に応じてヒアリングを実施する。

7 審査に関する事項

審査は、別途設置する選定委員会により、提出された企画提案書の内容を総合的に判断の上、別紙「審査基準」をもとに採点し、優れた提案を行った事業者を書類審査により選定する。

8 スケジュール

令和8年（2026年）5月 8日（金）	参加申込書受付開始
令和8年（2026年）5月15日（金）	参加申込書提出締切
令和8年（2026年）5月15日（金）	企画提案書受付開始
令和8年（2026年）6月 3日（水）	企画提案書提出締切
令和8年（2026年）6月上旬以降	委託先決定、見積書徴取、契約締結
令和8年（2026年）9月1日（火）～4日（金）	SEMICON TAIWAN (設置撤去含む)
令和8年（2026年）10月2日（金）	委託業務完了期限

9 その他

- (1) 企画提案に要する全ての経費は、提案者の負担とする。
- (2) 委託契約の締結にあたっては、企画提案の内容をそのまま実施することを予め約束するものではなく、委託業務の内容の詳細について別途協議・調整の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- (3) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式5）を提出すること。